

第446回川越市農業委員会総会議事録  
(公開用)

川越市農業委員会

## 第 4 4 6 回 川 越 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

- 1 開催年月日 令和3年2月24日
- 2 開催場所 川越市農業ふれあいセンター 研修室兼視聴覚室
- 3 開会時刻 午前 9時30分
- 4 閉会時刻 午前 10時30分
- 5 招集者氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 6 議長の氏名 農業委員会会長 石川秀夫
- 7 委員出席者数 17名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	小野澤実	出		10	石川秀夫	出	
2	若海玄平	出		11	川目是英	出	
3	竹ノ谷敏彦	出		12	時田重雄	出	
4	田中あきえ	出		13	矢部節	出	
5	武藤康則	出		14	小和瀬康男	出	
6	鈴木一	出		15	渡邊憲一	出	
7	今野英子	出		16	滝嶋嘉久	出	
8	木所清司	出		17	西川利雄	出	
9	渋谷武	出					

### 8 議事参与者

職	氏名	職	氏名

## 9 事務局

職	氏 名	職	氏 名
事務局長	石 田 秀 樹		
副 主 幹	神 立 寛 司		
副 主 幹	宮 本 晃 宏		
主 査	榎 本 亮 太		
主 事	山 本 和 慶		

## 10 開 会

会長 石 川 秀 夫 は議長席に着き、出席委員が定足数に達していることを確認した後、令和3年2月24日第446回川越市農業委員会総会の開会を宣言する。

### 11 議事録署名委員選任の件

議長 石 川 秀 夫 は、本件に対し、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任する。

委 員 田 中 あ き え

委 員 武 藤 康 則

委 員 鈴 木 一

1 2 議決事項及び議事の要領

報告第 1 号

総会の所管に関する報告書について

議長は、別添報告について、事務局に説明を求めた。

事務局は「総会の所管に関する報告書 1 月分について報告する。農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書については、合計 5 件、8 筆、2, 147 m<sup>2</sup>である。農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書については、合計 11 件、17 筆、9, 494.31 m<sup>2</sup>である。農地改良届については、合計 5 件、17 筆、2, 918.97 m<sup>2</sup>である。農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定による農業用施設届出書については、合計 2 件、3 筆、338 m<sup>2</sup>である。相続税の納税猶予に関する 3 年ごとの農業継続証明書については、合計 8 件、39 筆、32, 303 m<sup>2</sup>である。農地法第 3 条の 3 の規定による届出書については、合計 21 件、158 筆、97, 907, 68 m<sup>2</sup>である。詳細については報告書のとおりである。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、議事を進めた。

議案第 1 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について

議長は、別添議案を上程し、次のように説明した。

「本議案の整理番号 1 番については関係委員がいる。農業委員会等に関する法律第 31 条では『農業委員会の委員は、自己または同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない』と規定されている。そのため、関係委員には退席してもらい、議事を

進めてよいかお諮りする。」

異議がなかったため、関係委員は退席した。

議長は、整理番号1番について事務局に説明を求めた。

事務局は「整理番号1番は、4筆、3,992㎡で、約5年の使用貸借権設定の申出である。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番について農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をそれぞれ満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第1号整理番号1番について原案どおり許可することに決定する。

関係委員の審議が終了したため、議長は退席した委員の入室を許可した。

議長は、引き続き整理番号2番から事務局に説明を求めた。

事務局は「今月の第1号議案は、先ほど審議した整理番号1番を除く、件数4件、総筆数10筆、総面積11,640㎡について申請があった。議案説明資料のとおり、先ほど審議した整理番号1番を除く、整理番号2番から5番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられる。」との説明を行なった。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号4番について報告する。2月13日に譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在85歳で、農業従事日数は150日以上、家族と共に、約175アールの農地を耕作している農家である。繁忙期には息子が手伝いをしているとのことである。今回、約50アールの所有権移

転を行い、近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。所有する農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、糶摺機、トラック等を所有しており、収穫した米は、直接販売をしているとのことである。現在、申請地は適正に管理されており、今後の作付けについては水稻を行うとのことである。通作距離は、約800mである。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

委員から「整理番号5番について報告する。今回は、農業委員会会長と農地利用最適化推進委員と共に調査を行った。2月20日に譲受人に話を聞いてきた。約279アールの農地を耕作している農家である。農業従事日数は年間150日以上である。従業員は、家族3名、パート3名、海外からの実習研修生4名で作業をしている。経営状況は、施設野菜や露地野菜を栽培している。農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機2台、運搬車1台、軽トラック2台を所有している。現在申請地は適正に管理されており、今後の作付けについては、露地野菜を栽培するとのことである。地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いする。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号2番から5番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件それぞれを満たしているため農用地利用集積計画を決定することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第1号について原案どおり決定する。

議案第 2 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の 2 号議案は、件数 17 件、筆数 53 筆、面積 40,013.65 m<sup>2</sup>についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号 1 番から 17 番については、許可できない場合が規定された、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可することによろしいかお伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号 2 番について報告する。2 月 18 日に現地を確認後、譲受人に話を聞いてきた。申請事由は、農地の拡張のため、所有権移転である。譲受人は、現在 73 歳で、妻と共に、米と野菜を作付けし、野菜は施設に無償で提供している。経営面積は約 50 アールで、農業従事日数は夫婦共に年間 300 日である。農機具の所有状況は、トラクター 1 台、耕耘機 5 台を所有している。現在申請地は適正に管理されており、今後の作付けについては、野菜を栽培する計画である。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。整理番号 3 番について報告する。2 月 20 日に現地を確認後、譲受人に話を聞いてきた。申請事由は、農地の一括管理のため、所有権移転である。譲受人は、現在 88 歳の稲作農家である。経営面積は約 263 アールで、農業従事日数は年間 180 日である。繁忙期には、娘と孫が手伝いに来ているとのことである。農機具の所有状況は、トラクター 1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、乾燥機 1 台、籾摺機 1 台を所有している。現在申請地は適正に管理されており、今後の作付けについては、水稻を栽培する計画である。以上のことから、地元の農業

委員としては問題ないと考える。」との発言があった。

委員から「整理番号8番、9番は同一人からの申請のため併せて報告する。2月14日に、譲受人に話を聞いてきた。譲受人は、現在61歳で、農業従事日数は年間150日以上、家族と共に、約189アールの農地を耕作している稲作農家である。また、繁忙期には息子が手伝っているとのことである。今回、約18アールの所有権移転を行い、近隣に所有する農地と併せて耕作し、集積を図るとともに、経営の拡大を図るための申出である。所有する農機具は、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、籾摺機、トラック等を所有しており、収穫した米は、直接販売をしているとのことである。現在申請地は適正に管理されており、今後の作付けについては水稻を行うとのことである。また、整理番号8番の譲渡人は農業以外の職業に従事しているため、耕作する時間が取れないとのこと、整理番号9番の譲渡人は、高齢のため耕作できないとのことである。通作距離は、約5.2kmである。以上のことから地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」

との発言があった。

委員から「整理番号16番、17番は同一人からの申請のため併せて報告する。譲受人は、現在4名で耕作しているが、経営拡大に伴い、来年度からは5名で作業を行うとのことである。現在所有する農地は適正に管理されていることから問題ないと考えている。さつまいも、水稻を主に栽培する予定である。今後も農地を拡張したいとのことである。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号5番、6番、10番、11番、12番、13番について報告する。2月20日に、農地利用最適化推進委員と共にそれぞれの



譲受人に話を聞いてきた。整理番号5番は、3筆、1,734㎡で、経営  
拡張のための所有権移転の申請である。譲受人は、現在76歳で、家族と  
共に、約85アールの農地を耕作する米農家である。世帯の農業従事日数  
は年間150日以上、通作距離は約800mである。農機具の所有状況は、  
軽トラック2台、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、籾摺機等を  
確認してきた。申請地には水稻を栽培する予定である。整理番号6番は、  
子から親への贈与で1,996㎡の申請である。譲受人は、現在79歳で、  
約47アールを耕作している。農業従事日数は年間250日、通作距離は、  
約500mである。農機具の所有状況は、軽トラック、トラクター、コン  
バイン、田植機、乾燥機、籾摺機等を確認してきた。申請地には水稻を栽  
培する予定である。整理番号10番から13番は、譲受人が同一世帯であ  
る。すべて経営拡張のための所有権移転である。整理番号10番、2筆、  
1,333㎡、整理番号11番、2筆、1,119㎡、整理番号12番、  
1筆、976㎡、整理番号13番、1筆、998㎡の申請である。整理番  
号10番、11番の譲受人は、現在34歳で、農業従事日数は年間150  
日である、整理番号12番、13番の譲受人は、現在26歳で、農業従事  
日数は年間150日である。家族と共に、約60アールを耕作している。  
農機具の所有状況は、軽トラック、トラクター、コンバイン、田植機、乾  
燥機、籾摺機等を確認してきた。申請地には水稻を栽培する予定である。  
以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。慎重な審議  
をお願いします。」との発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から17番について  
は、許可できない場合が規定された農地法第3条第2項各号にそれぞれ該  
当しないため、許可することで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求

めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第2号について原案どおり許可することに決定する。

### 議案第3号

農地法第5条第1項の規定による許可申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の3号議案は、件数12件、筆数24筆、面積10,812㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番から12番については、それぞれ立地基準と一般基準として許可できない場合が規定された農地法第5条第2項各号に該当しないため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

委員から「整理番号1番について報告する。2月21日に農地利用最適化推進委員と共に、現地にて、工事請負人の譲受人と、農地改良後の借受人に話を聞いてきた。申請地については、令和2年12月24日開催の総会にて審議され、借受人が3年間の利用権設定を受けた土地である。申請地は水田のため、水はけが悪く、ねぎ栽培に支障を来すことから、80cmの盛り土を行い、畑として利用するための申請である。天地返しを行い、良質土を運搬するとのことである。工事にあたっては、水路等があるため、鉄板を敷くなど、地元の水利組合とも協議済みとのことである。なお、一時転用の期間は、許可後9箇月の申請である。農地改良後の借受人は現在44歳で、他市において従業員4名でねぎを栽培しているとのことである。申請地にはねぎを栽培し、農機具については、現在使用しているものと、

新たにトラクターを購入するとのことである。農地区分については、農用  
地域内であることから農地の転用は原則不許可だが、一時的な利用であ  
り、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないことに該当すると考  
えられる。以上のことから、地元の農業委員としては問題ないと考える。  
慎重な審議をお願いします。」との発言があった。

委員から「整理番号9番について報告する。2月22日に譲受人の代理  
人と農地利用最適化推進委員と共に話を聞いてきた。譲受人は、他市にお  
いて、土木、建設工事、リサイクル事業、産業廃棄物運搬等を行っており、  
平成30年2月に設立された。現在は、建設解体工事を主に行っている。  
当初より、資材置場を有せず、隣接地の他社の資材置場を使用していたが、  
手狭になり、また、仕事の受注先が遠方であることから、苦勞していた。  
そこで今回の申請に至ったとのことである。雨水対策としては、貯留浸透  
処理を行うとのことである。近隣に小学校があることから、登下校時には  
トラックの搬入はしないとのことである。地元の説明会については必要に  
応じていつでも行うことができるとのことである。以上のことから、地元  
の農業委員としてはやむを得ないと考える。慎重な審議をお願いします。」と  
の発言があった。

議長は、ほかに意見を求めた。

議長は、ほかに意見がなかったため、整理番号1番から12番について  
農地転用に関する許可基準からみた意見については、農地法第5条第2項  
各号に該当しないため、総合意見として許可相当とすることとし、整理番  
号1番と9番については、「事業計画を順守し、周辺農地及び水路に支障を  
与えないこと。」と条件を付すことで、採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手  
を求めた。採決に入る旨を告げ賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成が得られたため、議案第3号について総合意見とし

て許可相当とし、整理番号1番と9番については条件を付すことに決定する。

#### 議案第4号

農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請書に対する意見について

議長は、別添議案を上程し、事務局に概要説明を求めた。

事務局は「今月の4号議案は、件数1件、筆数2筆、面積92.29㎡についての申請があった。議案説明資料のとおり、整理番号1番については、事業計画の変更として承認できる場合が規定された農地調整関係事務処理要領第2章第5・4の(1)a. 許可の取消し処分を行っても、その土地が旧所有者によって農地として効率的に利用されるとは認められないこと。b. 許可目的の達成が困難になったことが転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められること。c. 変更後の転用事業が変更前の転用事業に比べて、それと同程度又はそれ以上の緊急性及び必要性があると認められること。d. 変更後の転用事業がその事業計画に従って実施されることが確実であると認められること。e. 変更後の転用事業により周辺の地域における農業等に及ぼす影響が、変更前の転用事業による影響に比べてそれと同程度又はそれ以下であると認められること。f. aからeまでに掲げるもののほか、変更後の転用事業が農地転用許可基準により許可相当であると認められるものであること。以上の各項目に該当するため、総合意見として県へ許可相当であるとの意見を付すことによろしいか、お伺いする。」との説明を行った。

議長は、委員に意見を求めた。

議長は、意見がなかったため、整理番号1番については、事業計画の変

更に関する許可基準からみた意見については、農地調整関係事務処理要領第2章第5の4の(1)における各項目に該当するため、承認相当とすることで採決に入る旨を告げ、賛成の者の挙手を求めた。

議長は、全員の賛成を得られたため、議案第4号について総合意見として承認相当と意見を付すことに決定する。

### 1 3 閉 会

議長 石 川 秀 夫 は議案の審議がすべて完了したため、第 4 4 6 回川越市農業委員会総会の閉会を宣言し、一同散会する。

### 1 4 署 名

この議事録が正当であることを証明するため、下記に署名捺印をする。

令和 3 年 3 月 8 日

---

議 長            石 川 秀 夫            印

---

委 員            田 中 あ き え            印

---

委 員            武 藤 康 則            印

---

委 員            鈴 木            一            印

---